

杉並区告示第448号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、下記の者を指定公金事務取扱者に指定し、杉並区立自転車駐車場の使用料の徴収及び還付事務を委託する。

令和8年9月29日

杉 並 区 長 岸 本 聡 子

記

受託者 （住 所）杉並区阿佐谷南一丁目14番2号
 みなみ阿佐ヶ谷ビル6階
 （会社名）公益社団法人杉並区シルバー人材センター
 （代表者）会長 本山 徳裕

期 間 令和8年9月30日から令和9年3月31日まで